○環境省告示第六十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五条第一項の規定に基づき、次に掲げる種を緊急指定種として指定し、同条第四項の規定により公示する。

なお、指定の期間は平成二十九年九月八日から平成三十二年九月七日までとする。

平成二十九年九月六日

環境大臣　中川　雅治

Goniurosaurus kuroiwae sengokui（ケラマトカゲモドキ）

○防衛省告示第百七十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供及び使用条件変更が平成二十九年九月四日次のとおり決定された。

平成二十九年九月六日

防衛大臣　小野寺五典

◎共同使用

陸上施設

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地：約六、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年九月七日から同月十三日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	建物：約三五〇平方メートル 隊舎等として追加提供する。 使用期間： 共同訓練は年に約六週間 単独の実弾射撃訓練は、年に十日以内 三　単独の実弾射撃訓練のための準備及び撤収期間を必要とするときは、それぞれ海矢臼別大演習場の施設の一部を、陸上自衛隊別海矢臼別駐屯地の施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物：約四、七〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十九年九月九日から同月二十五日までの間 陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇一三	横田飛行場	福生市、武蔵村山市	国有 国有	建物：約二九〇平方メートル 食堂・厨房として追加提供する。 使用期間：年約六週間 陸上自衛隊別府駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	別府市	国有	土地：約一三九、〇〇〇平方メートル

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇四三	北宇都宮駐屯地	宇都宮市	国有	工作物：鋪床等 滑走路等として新規提供する。 使用期間：平成二十九年九月十五日から同月二十五日までの間 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎使用条件変更

相模湾潜水艦行動区域

本区域の使用条件に次のとおり追加する。

一　潜水艦訓練のため、次に掲げる各地点の海底に計七個の機器を設置する。

1　北緯三五度〇三分三六秒、東経一三九度一七分二四秒
2　北緯三五度〇三分三六秒、東経一三九度一九分四八秒
3　北緯三五度〇五分二〇秒、東経一三九度一九分〇八秒
4　北緯三五度〇五分二〇秒、東経一三九度一五分四〇秒
5　北緯三五度〇三分三六秒、東経一三九度一五分〇〇秒
6　北緯三五度〇一分五二秒、東経一三九度一五分四〇秒
7　北緯三五度〇一分五二秒、東経一三九度一九分〇八秒

二　一に掲げる各地点において、漁業、航海等に係る制限は課されない。

○北陸地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月六日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字赤石二〇一番七地内	前	二五・六二メートル～四三・三三メートル	〇・一〇八キロメートル
	後	二五・六二メートル～六三・三六メートル	〇・一〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所